

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和5年12月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル塩釜店
塩竈市杉の入三丁目3番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三波食品株式会社 代表取締役 内海 勝男
塩竈市新浜町一丁目43番1号
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
イ 荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設	建物北側（22ページ添付図4参照）	134㎡
合 計		134㎡

【変更後】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設1	建物北側（23ページ添付図5参照）	160㎡
荷さばき施設2	建物南側（23ページ添付図5参照）	40㎡
合 計		200㎡

ハ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設 1	建物内北側（22ページ添付図4参照）	7 m ³
廃棄物等保管施設 2	建物内南側（22ページ添付図4参照）	56 m ³
合計		63 m ³

【変更後】

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設 1	建物内北側（23ページ添付図5参照）	5 m ³
廃棄物等保管施設 2	建物内南側（23ページ添付図5参照）	32 m ³
合計		37 m ³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	午前9時	午後11時

【変更後】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	24時間	

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

施設名	駐車可能時間帯
敷地内駐車場	午前8時45分～午後11時15分
隔地駐車場	午前8時45分～午後10時00分

【変更後】

施設名	駐車可能時間帯
全ての駐車場	24時間

ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

【変更前】

施設名	出入口の数	位置
敷地内駐車場	4箇所	出入口1～3、5（22ページ添付図4参照）
隔地駐車場	1箇所	出入口4（22ページ添付図4参照）
合計	5箇所	

【変更後】

施設名	出入口の数	位置
敷地内駐車場	3箇所	出入口1～3、5（23ページ添付図5参照）
隔地駐車場	1箇所	出入口4（23ページ添付図5参照）
合計	4箇所	

ニ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

施設名	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時～午後8時30分

【変更後】

施設名	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設1～2	午前6時～午後10時00分

4 変更する年月日

令和6年8月6日

5 届出年月日

令和5年12月5日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び塩竈市役所

7 縦覧期間

令和5年12月22日から令和6年4月22日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。